



農政をめぐる情勢と話題

— 求められる持続可能な農業への転換 —

農的社会デザイン研究所

代表 蔦谷 栄一

3月末に基本計画決定

我が国の農業政策は、食料・農業・農村基本法によつて、五年ごとに食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」）を策定することとされている。

官邸主導型で農政がリードされているようにも受け止められるが、少なくとも建前上は農政審議会での議論を踏まえて基本計画が策定され、これが今後五年間の農政展開の指針となる。

この農政審議会での議論は山場を迎えており、一月三十日付の日本農業新聞は、農水省が基本計画のとりまとめに向けて次のような論点を提示したことを報じている。

経営政策

・二〇二〇年度末までに、大宗の地域で人・農地プランの実質化を推進し、地域で中心的な役割を果たす農家を特定

・円滑な経営継承の観点から農業経営の法人化を推進
・リスク対応へ収入保険を推進。関連制度を検証し、総合的なセーフティーネット対策を検討

農村政策

・多様な農業経営の確立へ、小規模農家や家族経営も重視し、営農条件に応じた経営を推進
・農泊などを「関係人口」の拡大と関係深化に結び付ける

・農水省を中心に関係府省や自治体、民間と連携し、課題解決の枠組みを検討

総じて農業生産額の増大や生産コストの削減等による農業所得の増大に向けた施策を重点とする現行の基本計画から、小規模農家や家族農業も含めた多様な経営体の育成・確保や、農村の所得と雇用の確保をも重視する方向に見直しはかけられようとしているように伺われる。

異常気象による災害頻発

あらためてこの五年間の農業をめぐる情勢・環境の変化を振り返れば、最大の変化は農産物貿易の圧力の増大、そして気候変動による異常気象に絞られるのではないかと。特に異常気象の影響は甚大で、台風一九号による長野県でのすさまじい豪雨災害はその典型だ。これまで九州・四国を通過して襲来してきた台風が、房総半島を直撃するなど、ルートの変化は気象の構造的変化であることが懸念され、こうした事態が恒常化、巨大化することが危惧される。

これにともない農業被害やさらには復興対策は大規模化していくことが避けられないだけでなく、被害を受けたのを機に離農する人が後を絶たず、深刻な担い手不足を招来しつつある。

農業も温室効果ガス発生

異常気象の発生は地球レベルで頻発しており、こうした気候変動の主たる原因は二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量増加にともなう温暖化にある、とする見方が有力である。昨年十二月にスペインのマドリッドで開かれた国連気候変動枠組条約締約国会議（COP25）はスウェーデンの高校生で環境運動家のグレタさんのスピーチで大きな話題となったが、国際レベルでは温室効果ガス排出の抑制をめぐる議論がきわめて活発だ。その背景にあるのがIPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）による警告で、今のトレンドでいけば二〇三〇年には世界の気温が産業革命前の水準より一・五度高くなるが、この一・五度は不可逆的な温暖化にすすむかどうかの分岐点になりかねない。地球の持つ気温を平準化しようとする働きが作用しなくなり、温暖化に歯止めがかからなくなる恐れがあるとする。

変化する世界の農業

IPCCは、温室効果ガ

スの二三％は農業から排出されているとの報告を行っているが、こうした情勢も考慮しての農業見直しの動きが世界的には顕著である。その象徴的概念として取り上げられるのがアグロエコロジーであり、国際連合食糧農業機関（FAO）は、多様性、知の共同創造と共有、相乗効果、資源・エネルギー効率性、循環、レジリエンス（回復力）、人間と社会の価値、文化と食の伝統、責任ある統治、循環経済・連帯経済の一〇の要素を上げているが、具体的な取り組み内容は分かりにくい。別途、南北アメリカを中心に、不耕起、力バークロップや堆肥投入、輪作の三原則による土壌保全型農業が大々的に展開され、またヨーロッパでは有機農業が広く浸透している。

このように世界的には温室効果ガスを発生させない農法、農政への転換がすすむ。一方、我が国では農政審議会をはじめとして持続可能な農業についての議論は乏しいのが現状だ。情勢・環境は農業の大転換を求めている。

（一月三十日現在）